

徳島県営繕課との意見交換会議事録

日時：平成27年1月15日（木）13：30～15：30

場所：徳島県建築士事務所協会会議室

議題

1. 来年度の委託業務の発注計画はどのようなのでしょうか。

回答

来年度の当初予算がまだ発表されていないので、現時点ではお示しできるものはありませんが、ここ3年の実績では、24年度68件、25年度98件、26年度59件（12月末現在）となっており、70件程度の発注があらうかと思われます。

また、新規事業としては、長寿命化の調査委託業務の発注が予想されます。

2. 業務仕様は、関連担当課及び施設側と充分協議した結果のものとしてほしい。受注後内容がまとまっていないことが多く、そのため日数・業務量が増えて他の業務に支障をきたす場合があるので。

回答

工事依頼を受けた時点及び発注前に、主管課と協議を行いながら委託業務内容を決めています。計画時点の担当者が替わったりして一部変更が生じ、ご迷惑をおかけしています。

追加工事の場合は、変更により業務を追加し対応していますが、今後とも事前に充分協議を行って発注できるように努めたいと思います。

3. 外注見積金額が定価より下げた場合でも、提示の低減率を採用するのでしょうか。

回答

公共工事品質確保法の改正や人件費、資材の高騰など諸条件による変動が激しい中、より実勢価格に近い工事価格での発注が求められています。

したがって、見積金額と実勢価格を見極めて設計価格を決定する必要があり、低減率を運用する場合にも柔軟に対応したいと考えますので、各担当者と充分協議を行い設計価格を決定してほしいと思います。

4. 委託業務の入札参加について、新規参入の条件はどのような内容でしょうか。

回答

営繕課に指名要望を出してもらう必要がありますが、徳島県一般競争入札（指名競争入札）参加資格業者名簿に、2年間以上継続して登載されていることが入札参加の条件となります。

5. 入札の辞退者が多い案件がみられますが、どのような条件で入札は成立するのでしょうか。

回答

指名競争入札の場合は、応札者が2者以上あり、かつ予定価格内で最低制限価格以上であれば成立します。

6. 建築CPDについて、工事の方では加点があるようですが、設計・監理業務についても加点等の対応をお願いしたい。

回答

現在のところ指名競争入札が一般的な発注方法であり、CPDを考慮していない状況です。一般競争入札で総合評価方式を採用するような設計案件では、評価項目にCPD項目を採用している事例もありますが、営繕課としては今後検討していきたいと考えています。

7. 新築工事の設計業務等委託料算定方法は、国土交通省告示第15号に準じた算定を適用していただいているようですが、改修工事はどのような基準での算定でしょうか。また、改修工事の現地調査費、改修方法の基本設計に関する業務等の1日あたりの費用は、直接人件費+諸経費+技術料費=約 $25,000+25,000+10,000=60,000$ 程度と考えてよろしいでしょうか。

回答

改修工事の設計委託料算定方法は告示の定めがないため、徳島県ではこれまでの事例を参考に設計図面の枚数と図面毎の難易度による所要工数を算定の上設計料を算出しています。ただし、実施後の枚数の増減について設計委託料の変更は行っていないのが現状です。

また、現地調査費用については、調査する建物の用途及び面積により、調査部分（床、壁、天井、建具、敷地、埋設物等）を各々積み上げて積算しています。

8. その他の議題について

回答

来年度から不良な委託業務が発生した場合には、不良工事の扱いと同様に採点を減点するとともに指名回避処分を行いたいと考えています。不良な委託業務とは、例えば構造、設備の検討不足からくる重大なミスや、積算の大きな間違い、著しい設計業務の遅延などです。我々も十分にチェックを行ってまいりますが、そのようなことのないようにどうぞご留意、ご協力いただきたいと思います。

